

社会文化論集

島根大学法文学部紀要 社会文化学科編

第 21 号

2025

大橋 泰夫 教授 退職記念号

■論文

- 弥生時代における水田やその周辺の祭祀 会下 和宏 1
 生活者としての外国人が包摂される社会をめざして
 「ことばのヤングケアラー」～ことばとケアのまなざしから …… 宮本 恭子 15

■研究ノート

- 『清明集』懲悪門からみる宋代のジェンダー
 —男女のエステ事情と姦通事件の判決から— 佐々木 愛 37
 高齢者の生きがいの条件に関する考察
 —島根県松江市浜北台団地の事例をもとに— 章 嵬 55

■翻訳

- 北漢江流域における西北韓系金属器の出現と展開過程
 金 想民 (訳：平郡 達哉) 65

■資料紹介・報告

- 京都大学所蔵漢代鉄剣について 坂川 幸祐・村上 由美子 83

■資料紹介・報告 (縦組)

- 「石国異安心御取糺記」「書翰并石州言上書写・法中同志并同行歎願書写・験恩問答記
 ・山縣今吉田村同取調書記外同行改心請書并冬夜独語」の翻刻 (一)
 小林 准士 1

島根大学法文学部



肥前国庁にて 2025年1月

大橋 泰夫 教授

〔主な経歴〕

- 1959(昭和 34)年 8 月 栃木県小山市生まれ
- 1978(昭和 53)年 3 月 栃木県立石橋高校 卒業
- 1978(昭和 53)年 4 月 早稲田大学第一文学部 入学
- 1982(昭和 57)年 3 月 早稲田大学第一文学部東洋史学科 卒業
- 1982(昭和 57)年 4 月 財団法人栃木県文化振興事業団 臨時職員
- 1984(昭和 59)年 4 月 財団法人栃木県文化振興事業団 職員(技師)
- 2000(平成 12)年 4 月 財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センターに名称変更
- 2001(平成 13)年 9 月 日本女子大学文学部史学科 非常勤講師(2006年3月まで)
- 2006(平成 18)年 3 月 財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター 退職
- 2006(平成 18)年 4 月 島根大学法文学部 教授
- 2007(平成 19)年 2 月 文学博士(早稲田大学)
- 2018(平成 30)年 7 月 九州大学文学部 考古学特論「古代地方官衙研究の成果と課題」(集中講義)
- 2025(令和 7)年 3 月 島根大学法文学部 定年退職

〔著書〕

1. 『出雲国誕生』（歴史文化ライブラリー）吉川弘文館、全 284 頁、2016 年 10 月
2. 『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館、全 254 頁、2018 年 6 月
3. 『郡衙遺跡からみた地方支配』同成社、全 274 頁、2024 年 2 月

〔論文〕

1. 「国郡制と地方官衙の成立」『古代地方行政単位の成立と在地社会』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、25-58 頁、2009 年 1 月
2. 「山陰における古代地方官衙荘厳化の一端について」『社会文化論集：島根大学法文学部紀要社会文化学科編』5、1-10 頁、2009 年 3 月
3. 「考古学からみた『出雲国風土記』の新造院と定額寺」『国士館考古学』第 5 号、1-28 頁、2009 年 5 月
4. 「地方官衙創設期の瓦葺建物について」『比較考古学の新地平』同成社、453-462 頁、2010 年 2 月
5. 「国府成立と出雲国の形成」『出雲国の形成と国府成立の研究』島根県古代文化センター、197-210 頁、2010 年 3 月
6. 「坂東における瓦葺きの意味—クラからみた対東北政策—」『古代社会と地域間交流 II』六一書房、95-125 頁、2012 年 9 月
7. 『古代日本における法倉の研究』（基盤研究（C）研究成果報告書）、1-85,134-144 頁、2012 年 3 月
8. 「地方官衙と方位」『技術と生産の考古学』同成社、662-671 頁、2013 年 1 月
9. 「国分寺と官衙」『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館、64-96 頁、2013 年 1 月
10. 「長舎と官衙研究の現状と課題」『長舎と官衙の建物配置』第 17 回古代官衙・集落研究集会研究会報告書、奈良文化財研究所、11-56 頁、2014 年 12 月
11. 「考古学からみた義倉の一考察」『社会文化論集：島根大学法文学部紀要社会文化学科編』11、2015 年 3 月
12. 「瓦葺掘立柱建物からみた多賀城政庁」『日本古代考古学論集』30-43 頁、2016 年 3 月
13. 『国郡制と国府成立の研究』（基盤研究（C）研究成果報告書）、全 78 頁、2016 年 3 月
14. 「官衙と古代交通」『古代の都城と交通』竹林舎、410-429 頁、2019 年 5 月
15. 『古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究』（基盤研究（C）研究成果報告書）、144-160 頁、2020 年 3 月
16. 「出雲国における官衙と官道の展開」『山陰における古代交通の研究』島根県教育委員会、281-297 頁、2022 年 3 月
17. 「地方官衙と条里」『条里制・古代都市研究』39 号、条里制・古代都市研究会、21-44 頁、2024 年 3 月
18. 「隠岐国における官衙関連遺跡の検討」『島根県古代文化センター研究論集』第 32 集、島根

県古代文化センター、229-246 頁、2024 年 3 月

19. 『平安時代後期における国府変容に関する考古学的研究』（基盤研究（C）研究成果報告書）、1-52、71-78 頁、2024 年 12 月

〔その他（研究ノート、研究動向、書評、辞典項目執筆など）〕

1. 「〔那須官衙遺跡・堂法田遺跡・中村遺跡・長者ヶ平遺跡〕」『上神主・茂原官衙遺跡の諸問題』栃木県考古学会、215-234 頁、2007 年 3 月
2. 「国分寺の造営 下野国分寺を中心にして」『下野国分寺展 発掘 25 年の成果』栃木県立しもつけ風土記の丘資料館、98-111 頁、2007 年 9 月
3. 「近年の古代地方官衙研究と『出雲国風土記』」『鳥根考古学会誌』第 25 集、鳥根考古学会、1-26 頁、2008 年 3 月
4. 「人々の暮らし」『二宮町史 通史編 1』栃木県二宮町、127-151 頁、2008 年 3 月
5. 「律令制国家の成立と政治的景観の出現」『しまねの古代文化』17 号、鳥根県古代文化センター、71-78 頁、2010 年 3 月
6. 「古代国府の成立をめぐる研究」『古代文化』第 63 巻第 3 号、古代学協会、63-73 頁、2011 年 12 月
7. 「国郡制の形成と台渡里官衙遺跡群の成立」『古代常陸の原像シンポジウム』水戸市教育委員会、37-48 頁、2012 年 3 月
8. 「東山道と下野国の官衙」『東山道駅路でつなぐ下野と那須』栃木県立博物館、25 - 56 頁、2013 年 11 月
9. 「地方官衙遺跡からみた郡垣遺跡の検討」『郡垣遺跡 3：雲南市埋蔵文化財調査報告書 8』雲南市教育委員会、73-81 頁、2014 年 3 月
10. 「那須官衙遺跡をめぐる考古学史」『那須人のあしあと』栃木県立なす風土記の丘資料館、180-208 頁、2014 年 9 月
11. 「鰐淵寺の考古学的成果」『出雲鰐淵寺発掘調査報告書』出雲市教育委員会、295-300 頁、2015 年 3 月
12. 「考古学からみた『出雲国風土記』と斐伊川流域」『フィールドで学ぶ斐伊川百科』今井書店、40-51 頁、2015 年 3 月
13. 「飛鳥時代の汗入郡」『淀江の郷トークプレイス講演記録集 上淀廃寺の謎に迫る』上淀白鳳の丘展示館、2015 年 3 月
14. 「3 東山道 下野」『古代の都市と条里』吉川弘文館、107-120 頁、2015 年 4 月
15. 「栃木における官衙研究の到達点」『とちぎを掘る栃木の考古学の到達点』栃木県考古学会、192-201 頁、2016 年 9 月
16. 「総論 最新の郡衙研究」『考古学ジャーナル』692 号、ニューサイエンス社、3-4 頁、2016 年 12 月
17. 「最新の研究からみた加賀国府・国分寺」『市民講座 加賀国府を考える』小松市埋蔵文化財

- センター、1-9 頁、2017 年 2 月
18. 「古代の瓦 奈良・平安期」『考古学調査ハンドブック』ニューサイエンス社、116-137 頁、2018 年 3 月
 19. 「古代の官衙と寺院」『平安のドラマ・横江荘は語る』白山市教育委員会、63-76 頁、2018 年 10 月
 20. 「古代日本地方都市の発掘」『都市科学事典』春風社、90-91 頁、2021 年 2 月
 21. 「古代史上の橘樹官衙遺跡群の価値づけ」『橘樹学連続講座 古代橘樹を知り、活用する I』川崎市教育委員会、16-25 頁、2021 年 3 月
 22. 「古代の村と役所」『謎を秘めた古代都城』都城市教育委員会、1-6 頁、2022 年 3 月
 23. 「役所と在地社会」『東国と信越』角川選書、株式会社 kadokawa、135-170 頁、2022 年 4 月
 24. 「国府の成立」『古代国府の実像を探る』季刊考古学・別冊 37、雄山閣、14-19 頁、2022 年 6 月
 25. 「国府・郡衙・寺院と窯業生産」『東海の古代官衙・寺院と窯業生産』地域と考古学の会、1-21 頁、2023 年 12 月

〔行政の審議会・委員会委員等〕

- ・文化審議会文化財分科会専門委員（文化庁）
- ・『発掘調査のてびき』作成検討委員会作業部会委員（文化庁）
- ・島根県文化財保護審議会委員（島根県）
- ・島根県古代文化センター客員企画研究員（島根県）
- ・山陰地域における古代交通の研究会客員研究員（島根県）
- ・古代隠岐の形成と特質客員研究員（島根県）
- ・律令制下における地方行政の研究客員研究員（島根県）
- ・出雲国府跡発掘調査指導委員会委員（島根県）
- ・史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会委員（松江市）
- ・出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会委員（出雲市）
- ・史跡出雲国山陰道跡調査委員会委員長（出雲市）
- ・鰐淵寺調査委員会委員長（出雲市）
- ・石見銀山遺跡調査活用委員会委員（島根県）
- ・石見銀山遺跡整備検討委員会委員長（大田市）
- ・旧大原郡家等範囲確認調査委員会委員（雲南市）
- ・隠岐国分寺跡発掘調査指導委員会委員（隠岐の島町）
- ・史跡隠岐国分寺境内保存活用計画策定委員会委員（隠岐の島町）
- ・因幡国古代山陰道発掘調査委員会委員（鳥取県）
- ・伯耆古代の丘整備検討委員会委員（米子市）
- ・特別史跡斎尾廃寺跡・大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会委員（琴浦町）

- ・特別史跡斎尾廃寺跡発掘調査委員会委員（琴浦町）
- ・山陽道野磨駅家跡史跡整備基本計画策定委員会委員長（上郡町）
- ・備後国府跡調査研究指導委員会委員（府中市）
- ・備後国府跡整備検討委員会委員（府中市）
- ・讃岐国府跡調査指導専門委員会委員（坂出市）
- ・高知県史編さん部会委員（高知県）
- ・土佐国分寺跡調査委員会委員（南国市）
- ・瓜尻遺跡調査指導委員会委員（安芸市）
- ・日向国府跡委員会委員（西都市）
- ・日向国府跡保存整備検討委員会委員長（西都市）
- ・東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査指導委員会委員長（大田原市）
- ・史跡佐位郡正倉跡保存活用委員会委員（伊勢崎市）
- ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会委員（伊勢崎市）
- ・橘樹官衙遺跡群調査整備指導委員会委員（川崎市）
- ・梅ノ作瓦窯跡群範囲確認調査指導委員会委員（いわき市）
- ・三十三間堂官衙遺跡検討委員会委員（亶理町）

『社会文化論集』投稿規定

1. 社会文化論集について

- (1) 社会文化学科紀要委員会（以下「紀要委員会」と略称する）は、島根大学法文学部社会文化学科の紀要として『社会文化論集』（以下「本誌」と略称する）を編集刊行する。
- (2) 本誌は、原則として、年1回発行するものとし、発行の都度、社会文化学科等の教員および関連する大学等機関に配布する。

2. 掲載原稿の内容

- (1) 本誌に掲載する論文等の種類は、以下のとおりとする。
 - 論 文：著者自身のオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 研究ノート：試行的または研究の中間過程の内容のもの。
 - 資料紹介：研究の遂行上有用な資料の内容紹介を目的としたもの。
 - 翻 訳：国外の優れた研究内容を紹介したもの。
 - 書 評：単行本または論文の内容の紹介および批評。
 - そ の 他：紀要委員会が必要と認めるもの。
- (2) 論文等の原稿は、和文のほか、欧文によるものも認める。

3. 投稿資格

- (1) 本誌に掲載する論文等の原稿執筆者は社会文化学科、法経学科経済学分野の教員等に限るものとするが、紀要委員会は、必要に応じ、これ以外にも原稿執筆を依頼することができる。また、教員以外との共同執筆を認める。
- (2) 卒業生、人文社会科学研究科大学院生（修了者を含む）が単独で執筆する場合は、推薦者（指導教員もしくは社会文化学科の教員）を通じて投稿したものを認める。

4. 著作権

- (1) 本誌に掲載する論文等の内容は、すべて未発表のものでなければならない。ただし、研究報告会等において、口頭により発表されたものは、未発表のものとみなす。
- (2) 本誌掲載論文等を自己の著作へ転載する場合は、事前に紀要委員会に許可を得ること。
- (3) 図表を他の著作物から引用する場合、必要な場合、著作権所有者から使用許可を得、使用許可を得た場合、そのことを明記すること。
- (4) 本誌に関する一切の権利は、社会文化学科に属する。
- (5) 掲載論文は、原則として島根大学がデータベース化し、インターネットを介して学内外に公開する。公開・データベース化の可否について、執筆申込み時に確認する。

5. 原稿の提出とその後の処理

- (1) 原稿の執筆に当たっては、「『社会文化論集』原稿執筆要領」によるものとする。

- (2) 原稿の提出に当たっては、原稿および別に定める執筆申込用紙を電子ファイルおよび印刷体でそれぞれ1部ずつ紀要委員会へ送付するものとする。紀要委員会の指示に基づいて修正し、再提出する場合も同様とする。
- (3) 寄稿された論文等を本誌に掲載する際に、字句や図表の体裁等を紀要委員会が整える場合がある。
- (4) 原稿の投稿は、以下の日程による。
執筆申込用紙提出：9月末日
原稿提出 〆切：1月10日
刊行：3月（発行日）

6. 校正

執筆者校正は初校時のみおこなう。校正段階での加筆は、原則として認めない。速やかに校正をおこない、紀要委員会へ再提出する。

7. 別刷等

執筆者が別刷を希望する場合、執筆申込用紙提出の際に申し込むこと。50部まで無料とし、それ以上は自己負担とする。連名の場合も原則として準ずる。本誌の掲載原稿に対する原稿料の支払いは、おこなわない。

8. 執筆申込用紙について

以下のように記入のこと。

- (1) 提出年月日
- (2) 原稿の種類（論文、研究ノート、資料紹介、翻訳、書評、その他）
- (3) 投稿者種別（教職員、大学院生、その他）
- (4) 日本語 [漢字（またはカナ）] による執筆者氏名・所属
英語（ローマ字）による執筆者氏名・所属
- (5) 和文題名 欧文題名
- (6) 使用言語と書式（日本語、英語、その他）、（縦書き・横書き）
- (7) 原稿中の摘要の有無、要旨の有無
- (8) 原稿の量：
 - ①刷上り頁数
 - ②図数、表数、写真数
- (9) 連絡先（初校送付先）：住所（学外者）、Email アドレス、電話番号（宅配使用、学内者は内線）
- (10) 推薦者（卒業生、大学院生・大学院修了生のみ）
- (11) 投稿原稿（本文、図、表、写真）の電子ファイルの種類および簡単な説明（Word,Text,PDF）など。
- (12) データベース化・公開の諾否
- (13) その他・備考（印刷上の希望など）

『社会文化論集』原稿執筆要領

1. 原稿の長さ（枚数）

原稿量の限度は、図及び表を含め刷上り20頁程度とする。摘要、要旨がある場合、これを含む。超過がやむを得ないと紀要委員会が認めたときは、紀要制作費のページあたり単価に基づき、超過分の費用を執筆者が負担する。

2. 版面

判型はB5版、本文は10ポイントで、横組みの場合20字×37行の二段組み、縦組みの場合24字×31行の二段組みである。挿図は、1頁大の場合、縦216mm×横140mm（表題を含む）。左右半頁の場合、縦216mm×横65mm（表題を含む）。

3. 論文題名と執筆者

- (1) 論文等の題名は、なるべく簡略にし、印刷した場合に2行にならないように配慮すること。副題も、なるべく1行に収まるようにすること。
- (2) 和文の原稿においては、欧文題名およびローマ字表記氏名を、欧文の原稿においては、和文題名および氏名を、かならず併記する。

4. 論文摘要、要旨、キーワード

- (1) 和文の場合には、和文摘要または要旨400字程度と欧文要旨1頁以内を、また、欧文の場合には、欧文摘要または要旨200単語程度と和文要旨1頁以内を添えるのが望ましい。
- (2) 摘要または要旨の末尾に、原稿の内容を表わす和文および欧文のキーワードを各5語以内で記載することが望ましい。

5. 原稿の提出

- (1) 文章は原則として常用漢字、現代かなづかい、算用数字を使用し、平明な表現を用いること。
- (2) 文字原稿は、テキスト形式あるいはワープロソフト（Microsoft Word等）で作成し、図表・写真等についても原則として電子媒体で提出すること。図や写真は白黒印刷で印刷可能な質に仕上げること。
- (3) 提出原稿はできるだけ1つのファイルで以下の順でまとめること。ただし、表、図はまとめて1つの別ファイルにしてもよい。

摘要、要旨、本文、付論、注、引用文献、キーワード、表、図

- (4) 図や表、写真には、それぞれの通し番号を付して表題（キャプション）を付ける。また、必ず「出所」または「資料」を明記する。通し番号を付した表題（キャプション）についてもテキスト形式あるいはワープロソフト（Microsoft Word等）で作成した一覧を提出すること。

(5) 打ち出し原稿の提出上の注意

- ・打ち出した原稿本文には頁を振ること。
- ・図や表は、本文には含めず、一括してまとめて本文の後に置く。それぞれ1頁に1つずつ配置すること。
- ・本文中には、図表番号を赤字で右側欄外に注記して挿入箇所を明示する。また、本文と図表のレイアウト見本を作成し添付すること。

6. 本文中の見出し

階層がわかり易く明示されるように作成すること。

例) はじめに (大見出し)

1 (大見出し)

1-1 (中見出し)

1-1-1 (小見出し) …

7. 注、引用文献

- ・「注」と「引用文献」は、本文の末尾にそれぞれ分けて記載する。
- ・「注」には、(1)、(2) …のような一連番号を付する。本文中における、「注」を付す場所には、() 内に数字を入れ、右上付き文字で示す。
- ・「引用文献」は、著者、刊行年、論文題名、掲載誌名、巻、号、掲載頁、発行者を明記する。本文中における「引用文献」の表記は、() 内に著者名字と発行年を記入し、引用箇所が明確な場合はその頁数を記入する。

8. 原稿の提出先

島根大学法文学部社会文化学科

〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060

社会文化学科紀要委員会

※欧文の原稿についても、上記の要領に準ずる。

<執筆者紹介>

- 会 下 和 宏 (総合博物館 考古学)
宮 本 恭 子 (法経学科 福祉経済学)
佐々木 愛 (社会文化学科 東洋史学)
章 崑 (人間社会科学研究科修士課程 社会学)
平 郡 達 哉 (社会文化学科 考古学)
金 想 民 (韓国国立木浦大学校 考古学)
坂 川 幸 祐 (社会文化学科 考古学)
村 上 由美子 (京都大学総合博物館 考古学)
小 林 准 士 (社会文化学科 日本史学)

2025年3月17日印刷

2025年3月20日発行

発行者 島根大学法文学部社会文化学科

〒690-8504 松江市西川津町 1060

TEL (0852) 32-6195

社会文化論集編集委員会

岩 本 崇

福 井 栄二郎

印刷所 (株)報光社

〒691-0001 島根県出雲市平田町 993

Journal of Socio-Cultural Studies

Memoirs of Faculty of Law and Literature, Shimane University

No.21

2025

On the Occasion of the Retirement of Professor OHASHI Yasuo

■ Articles

- A Study on the cult in and around paddy fields during the Yayoi period
..... EGE Kazuhiro 1
- Family Support Measures Focusing on “Language Care” for Children with Foreign-
nationality Parents: Focusing on “Young Carers Who Provide Language Support”
..... MIYAMOTO Kyoko 15

■ Research Note

- Gender in the Song dynasty as seen in Judging the Thugs of the Qingming Shu
– Men and Women’s hair removal and Sentencing of adultery cases –
..... SASAKI Megumi 37
- A Study on the Condition of Elderly’s IKIGAI – Based on a case study of
SHOHOKUDAI Housing complex – ZHANG Wei 55

■ Translation

- Process of the Appearance and Development of the Northwestern Korean
Metalware in the North Han River Basin KIM, Sang Min (HIRAGORI Tatsuya) 65

■ Documents

- Research on Two Iron Long Swords made in the Han Dynasty housed
in the Kyoto University Museum
..... SAKAGAWA Kousuke, MURAKAMI Yumiko 83

■ Documents (printed lengthwise)

- A transcription of the records of heretical incidents that occurred
in Iwami Province and Yamagata County, Aki Province during
the Ansei era(1) KOBAYASHI Junji 1

Faculty of Law and Literature, Shimane University